

発明推進協会の知財情報サービス

一般社団法人発明推進協会 知的財産研究センター知的財産総合支援グループ参事 **浜岸 広明**

PROFILE

1998年特許庁入庁。情報処理・電子商取引分野の審査官、調整課審査企画室、国際課長補佐等を経て、2011年7月より現職。

1 はじめに

社団法人発明協会は、2012年4月1日、公益社団法人発明協会と一般社団法人発明推進協会の二つの団体として新たなスタートを切った。

これまで発明協会が行ってきた全国発明表彰等の発明奨励事業や、全日本学生児童発明くふう展をはじめとする青少年創造性育成事業等については、「公益社団法人発明協会」が事業を継承して実施することとなった。

また、知的財産権制度の普及啓発等に係る研修事業、図書刊行事業、知財に関する調査研究事業ならびに国等からの受託事業については、社団法人発明協会の移行法人としての「一般社団法人発明推進協会」が実施することとなった。

先行して2011年4月には、各都道府県にあった発明協会支部を分離し、それぞれ独立した「地域協会」として設立を行ったが(東京支部については、「東京事業部」として本部と統合)、これら地域協会と新たな二つの協会とが連携した「発明協会グループ」として、全国的なネットワークを活用した事業展開を行っている。

本稿では、一般社団法人発明推進協会が実施する事業の中から、自主事業として実施している知財情報サービスについて紹介したい(なお、昨年の本誌にて既に紹介したサービスについては割愛する)。

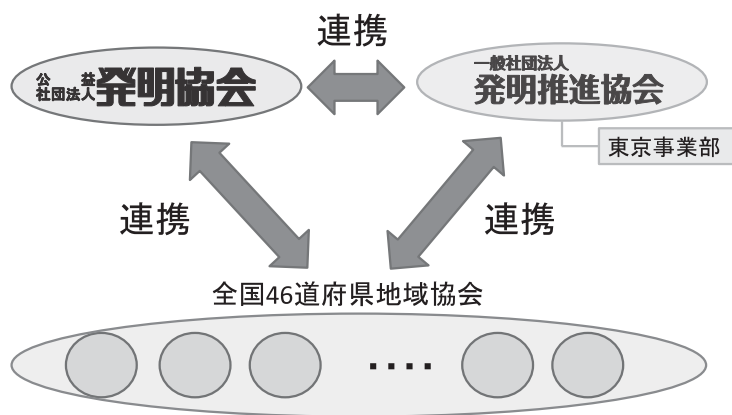


図1 発明協会グループ

2 発明推進協会の知財情報サービス



図2 発明推進協会の主な知財情報サービス

(1) 公開技報

1976年にスタートした公開技報は、研究開発された発明のうち、必ずしも権利化する必要のないものについて、特許出願を行う代わりに、簡便で安価な掲載申込にて迅速に公開することにより、他社の権利化阻止（後願排除）を支援してきた。

2002年にはWEBサービスとして受け継ぎ、WEB経由の掲載申込による即時公開、フルテキスト検索やSDI検索が可能になるなど、利便性を向上させてきた。また、本サービスは、特許庁の審査官が先行技術調査を行う際にも利用できるように整備されている。

近年では、これまで企業独自で発行してきた企業技報を公開技報WEBサービスに切り替えることにより、出版等のコスト削減につなげている例も見られる。

また、公開技報WEBサービスとともに、ホームページ情報や製品カタログ、マニュアル等を発明推進協会HPに登録・公開することで、登録日、登録内容の認定に加え、効果的な後願排除に寄与する「ホームページ登録サービス」を提供しており、企業HP上の動画広告などを含む多様なデータ登録に対応している。



図3 公開技報



(2) 知的財産権判決速報

裁判所の判決内容をスピーディに把握できるようにするため、我が国の知財関連の判決内容を抄録としてまとめた「知的財産権判決速報」を1975年以来、毎月1回発行している。

また、2002年に開始したWEBサービスでは、上級審・下級審へのリンクや、サイテーション関係、SDIサービスを提供しており、必要とする判決の調査や、判決の傾向を調べることが可能である。

注目される判決については、月刊「発明」誌において「知的財産権判例ニュース」として掲載するとともに、協会HP上でも発信している。

知財高 原告 株式会社 デンソー 外1名 被告 特許庁長官	H24. 4. 11 23(行ケ)10181	拒絶審決取消請求事件(特) 請求棄却 特許法29条2項	No. 445-17668
<p>本願発明(「貯湯式給湯装置」/特開2006-153383)について、審決は、引用発明1の認定を誤り、本願発明と引用発明1との一致点及び相違点の認定を誤り、相違点に係る判断を誤ったものであるから、違法として取り消されるべきであるとの原告の主張が採られた事例</p> <p>1. 引用例1によれば、引用発明1においては、ヒートポンプは主として電気料金が安い夜間(深夜)に稼働されるものであって、ヒートポンプを制御する制御手段を有しているものといえる。本件審決の引用発明1の認定に誤りはない。</p> <p>2. 原告らは、本件審決の引用発明1の認定が誤りであることを前提として、本願発明と引用発明1との一致点及び相違点の認定も誤りと主張する。しかしながら、本件審決の引用発明1の認定に誤りがないことは、前記のとおりである。原告らの主張は採用できない。</p> <p>3. 引用発明2も、湯面及び湯量を検知するセンサの検出値等に基づいて算出した総熱量Qから翌日に太陽熱コレクターで得られる太陽熱量Q₁を減じた熱量Q₂に基づいて、電気制御装置により各電気ヒータを制御する発明である。引用発明1に引用発明2を組み合わせた。引用発明1において、蓄熱槽中にヒートポンプによって湯かすべき湯の熱量が決定されることになり、貯湯タンク内の湯が当該熱量分加熱された時点でヒートポンプによる加熱が終了し、当該熱量に見合う量の湯が貯湯タンクの上部に蓄えられることになる。そして、本件出願前において、翌日使用する湯の量(熱量)が予測でき、深夜時間帯に湯かすべき湯の熱量が決定できるのであれば、全部湯かす方式ではなく、部分湯かす方式を用いることは、当業者に知られた技術常識であったと認められるから、部分湯かす方式を採用すること自体は、単なる設計的事項にすぎない。したがって、相違点2の構成は、引用例1に引用例2を組み合わせることににより、当業者が容易に想到し得るものといえるべきである。(全36頁)</p>			
知財高 原告 株式会社 クボタ 外1名 被告 積水化学工業株式会社	H24. 4. 11 23(行ケ)10186	無効審決(不成立)取消請求事件(特) 審決取消 特許法29条2項	No. 445-17669
<p>本件発明(「硬質塩化ビニル系樹脂管」/特許4171280)について、進歩性、実施可能要件、明確性要件の有無等の判断を誤ったものであるから、違法として取り消されるべきである。との原告の主張が容認された事例</p> <p>1. 審決は、本件発明と甲4発明との間の相違点3は容易想到でないとして判断した。しかしながら、この判断は誤りである。</p> <p>2. なお、上記相違点3とは、「変形が防止されるために成形品が有する物性の特定方法に関し、本件発明では「下記式(1)から算出される両方向力の最大値と最小値の差Δσが2.94MPa以下」であり、式(1)が$\sigma = [E / (1 - R^2)] \cdot r / 2 \cdot (1/r_1 - 1/r_2)$ (1) E:引張弾性率 R:ポアソン比 t:肉厚 r₀:切開前半径 r₁:切開後半径」であるのに対し、甲4発明ではシート状物の外径が白化する迄の回数である点」である。</p> <p>3. 本件発明における、特定の評価方法による評価結果の構成Bは「3500kcal/m²・日以上の日射量が存在する環境下に20日間静置された後の、両方向力の最大値と最小値の差Δσが2.94MPa以下」であるが、本件出願日当時、そのような構成が公用となっていた上、被告の主張によれば、「2.94MPa以下」という数値限定は許容できる評価度をσの値で特定しただけのことであり、そこに格別の意義があることの説明がない以上、その構成をもって新規性及び進歩性を判断するのは相当ではない。</p> <p>4. 相違点3に係る構成Bを容易想到でないとした審決の判断は、その前提となる事実の誤認に基づくものであって、是認することができない。</p> <p>5. 審決は、相違点の判断に誤りがあり取消しを免れないから、原告ら主張のその他の点を判断するまでもなく、原告らの請求を認容する。(全6頁)</p>			

図4 知的財産権判決速報

(3) 特許公報類の販売

発明推進協会では長年にわたり、特許公報の販売を行ってきたところである。

ネット環境の普及により、いつでもIPDLを通じて特許情報を入手できる時代になったが、膨大な特許公報から必要な情報を技術分野別に抽出して整理し、多忙な研究開発者が容易に読めるようにすることは、大変労力のかかる作業である。

発明推進協会では、特定の技術分野や出願人、代理人を指定することにより、該当する公報を抽出し、紙媒体あるいはDVD-ROMとして定期的に発行する分冊公報提供サービスを提供している。

例えば、出願人を指定することにより、競合他社の特許公報を容易に漏れなく収集することが可能となる。

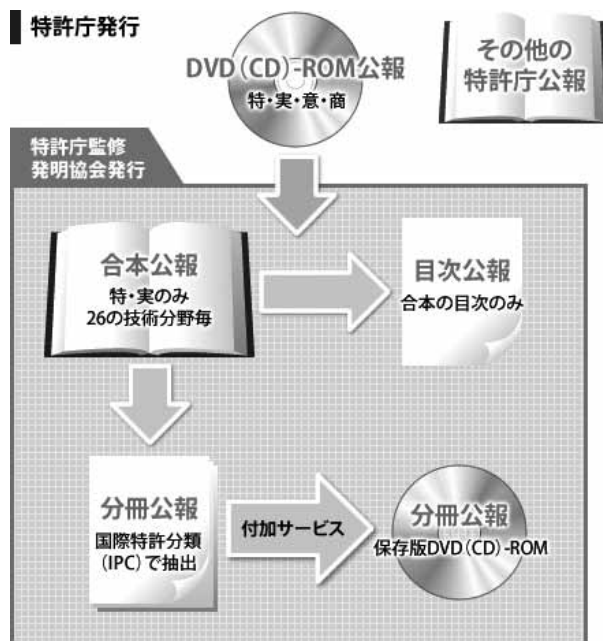


図5 分冊公報提供サービス

(4) 書籍・雑誌刊行事業

発明推進協会では、内外国の知財制度や発明の創出・権利化・活用など、知財に関する様々な側面における書籍を刊行している。

また、日本のモノづくりと知財部を応援するために、さまざまな企画による取材記事や判例ニュース等を掲載した「発明」誌（1905年（明治38年）創刊）を毎月発行している。

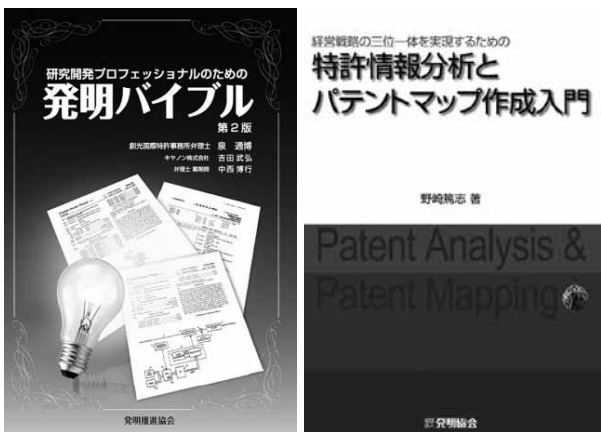


図6 発明推進協会発行の書籍



図7 月刊「発明」誌

なお、ご紹介した各種サービスは、各地域協会においても情報照会・申込みが可能である。

3 新たな知財情報サービスに向けて

発明推進協会では、前項にて紹介した、長年にわたり提供してきた知財情報サービスのみならず、今後、様々な新しい知財情報サービスを企画し、提供していく予定である。

その第1弾として、2012年9月に、知財情報に関するポータルサイトとして「知財よろずや」を開設した。ここでは上記発明推進協会の各種サービスの新着情報とともに、各種知財ニュースや諸外国知財情報を提供している。今後も情報を拡充していく予定なので是非アクセスしていただきたい。



図8 知財よろずやホームページ
http://www.jiii.or.jp/chizaiyorozuya/

4 おわりに

発明推進協会は、1904年（明治37年）の創立以来、培ってきた知的財産権に関する知識や経験の蓄積を活用し、既存のサービスの継続のみならず、これからは時代の流れに合った新たな知財情報サービスを提供し、我が国の知財活動およびイノベーションの発展に引き続き貢献していく所存である。